

件名：日本介護支援専門員協会 メールマガジン73号 20090420

送信日時：2009年 4月 20日 月曜日 10:35 AM

差出人：日本介護支援専門員協会 事務局 <jcma.net@jcma.or.jp>

宛先：<motoyasu@ohba.co.jp>

★*:。★'*:~————— 2009.4.20 ———

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No.73

===== お知らせメニュー =====

1. 行政のうごき (4つのお知らせがあります)
2. 介護報酬改定に関するご質問について

●1●行政のうごき

◇要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について◇

「介護保険最新情報Vol.80」
(H21.4.17 厚生労働省老健局長通知)

★要介護認定見直し直後において、利用者に安定的なサービスの提供を可能とする観点から、新方式の要介護認定によって審査・判定された要介護度がこれまでと異なる場合は、申請者の希望に応じて従前の要介護度とする経過措置が実施されます。
(期間は検証終了まで。メルマガ72号参照。バックナンバーは会員専用頁に掲載しています)

★今回の通知では、その事務処理手順や、経過措置について生じうる疑義とその回答が示されています。

◇平成21年介護報酬改定Q&A (Vol.2) ◇ 「介護保険最新情報Vol.79」
(H21.4.17 厚生労働省老健局課長通知)

★Q&AがVol.2が発出されました。この中の、「問30」に居宅介護支援の特定事業所加算の算定届出についての記載があります。届出関係については、指定居宅サービスの総則において「届出に係る加算等の算定の開始時期」「加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い」が定められています。
しかし、この総則通り(15日ルール)に届出を行うと、特定事業所加算(?)を算定している事業所が、例えばその月の要介護3~5の利用者の割合が50%に満たさなくなる場合に、手続きが間に合わず翌月すぐに(?)を算定できないなど、実態に見合わない箇所がありました。

★このことは、当協会において事務の簡素化も含め、実態に即した算定が行えるように申し入れをしていた事項で、廃止の届出と新規の届出の両方を提出する必要がなくなり、届出日に関わらず変更届だけで、その月から算定変更が可能となりました。

★なお、このQ&A「問30」の(答)8行目に誤りがあります。
「…要件を満たさないことが明らかとなった『翌月』から加算の算定できないとなっているが…」の『翌月』は『その月』のことです。
後日、訂正文書が発出される予定です。

◇業務管理体制に係る届出様式記入例等◇ 「介護保険最新情報Vol.78」

(H21.4.17 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡)

★今回発出されたのは、届出に必要な様式や記入例を示した事務連絡です。

★平成21年5月1日から、全ての介護サービス事業者に、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられます。この整備内容は、指定または許可を受けている事業所・施設の数に応じて定められており、初回は経過措置期間が設けられ、本年10月30日までに関係行政機関に届出ることになっています。(メルマガ69号参照)

◇社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会◇(第14回 H21.4.16)

★社会保障カードは、「健康保険証」「介護保険証」「年金手帳」の役割を集約し、社会保障制度全体の情報化の共通基盤となるものとして、その仕組みが検討されています。この日は「社会保障カードの基本的な計画に関する報告書(案)」のとりまとめが行われました。報告書は必要な文言等の修正をした上で、今月中に公表される予定です。

★各制度共通の番号である「社会保障番号」は、情報漏洩した場合の影響の大きさ等を回避するため今回は導入せず、医療と介護分野に特化した共通番号「保健医療番号」をいまの医療保険・介護保険の保険者番号・被保険者番号とは別に新設する計画です。

★保健医療番号は、この仕組みの交通整理を行う「中継データベース(仮称)」にアクセスすれば取得できるため、券面または別紙に印刷することのみとして、ICチップには収載しないことが予定されています。不正侵入発見のために、本人が証跡(閲覧記録)を確認できる仕組みも予定されています。

★中継データベースは、データを蓄える装置ではありません。社会保障カードでは実際の個人データは統合化せず、従来通りの保険者が保持することを前提としています。複数の機関にまたがる自分の情報の入手や必要な手続きを1ヵ所にアクセスすることによって完結できる便利なワンストップサービスとして、プライバシー侵害の不安を極力解消しつつ、関係機関の情報連携(バックオフィス連携)を行う仕組みです。

★まだ、地方自治体や関係省庁の了解を得たものではありませんが、報告書では、カードの発行主体は厚生労働大臣、交付主体は市町村と仮定しています。

★社会保障カードは平成23年の導入を目指し、今年度中にいくつかの市町村で実証実験が行われます。

★また、政府においては人生の様々な場面のワンストップサービス(引越しや退職の際の手続き一元化)や、プッシュ型サービス(行政の側から進んで住民にとって必要な情報をお知らせするサービス)を実現するため、社会保障カード、電子私書箱(仮称)、次世代電子行政サービスの取組みが連携して同時進行しています。

【IT戦略本部決定・デジタル新時代に向けた新たな戦略

～3ヵ年緊急プラン～平成21年4月9日】

↓首相官邸ホームページ↓

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kongo/digital/dai5/5gijisidai.html>

●2●介護報酬改定に関するご質問について

★介護報酬改定に関するご質問のうち、会員の皆様から比較的多くいただく内容をお知らせしています。先週は、独居高齢者加算に関する内容がいくつかありました。実際に運用していく中で出てきている疑問点に

ついて、地域の介護支援専門員の声を地域支部が集約し、保険者と交渉して通知の解釈にもとづいて解決している例も見受けられました。

(問1)

独居高齢者加算を算定するための住民票を取得するためには、必ず利用者自筆の委任状が必要なのか。

(答1)

いいえ。加算の算定について、通知では利用者の「同意を得る」ことまでしか定められていません。しかし、市町村・特別区によっては、住民票取得のためのあくまでも行政手続き事務として、委任状を必要としているところもあるようです。

(問2)

独居高齢者加算を算定するための独居の確認は、アセスメントでもよいのであれば住民票は必要ないのではないのか。

(答2)

算定の基本は、あくまでも利用者の同意を得た上での住民票による確認です。ただし、利用者の同意が得られない場合や住民票の内容とは実態が異なる場合などはアセスメントで算定できるものとなっています。したがって、優先順位はこの順番になります。

(問3)

医療連携加算について、病院又は診療所の職員に対する必要な情報を行う上で、具体的な様式例は今後示されるか。

(答3)

現段階では示される予定はありません。必要な情報については、当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況であると示されています。（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成21年3月6日付け老計発第0306001号・老振発第0306001号・老老発第0306002号））

なお、必要な情報については、居宅介護支援経過等に具体的に記載し、提供した書類等の写し等を保存しておきましょう。

※メールアドレスの変更等、会員登録情報の変更に関しては下記ページにて承っております（会員専用頁＞会員情報変更）。

https://www2.jcma.or.jp/jcma_member/member/login.aspx

※システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。

できましたら、個人アドレスまたは携帯電話アドレスなどへの変更等ご対処をお願いできれば幸いに存じます。

※本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※メールが崩れて見える場合は「MSゴシック」や「Osaka等幅」など等幅フォントでご覧ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

(↑いずれのアドレスも、4月7日に変更しております)

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-3-3 八重洲山川ビル6階

TEL 03-3548-7955/FAX 03-3548-7956

◆個人情報保護方針について

<http://www.jcma.gr.jp/site/privacy/index.html>
